

横浜市職員人権啓発研修推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、同和問題及び同和問題を根底とする職業差別問題をはじめとするあらゆる人権問題について、その解決を図るため、横浜市における人権啓発研修の推進体制に関する必要な事項を定め、もって本市職員一人ひとりの正しい理解及び認識を深め、人権尊重を基礎とした市政の運営を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で局とは、横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号。以下「条例」という。）に定める統括本部及び局、消防局、会計室、水道局、交通局、医療局病院経営本部、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに議会局をいう。

2 この要綱で区とは、区役所をいう。

3 この要綱で区局長とは、前2項に定める局及び区（以下「区局」という。）の長をいう。

(市民局人権担当理事の責務)

第3条 市民局人権担当理事は、横浜市における人権啓発研修に関する総合調整を行い、総務局長と協議のうえ、その推進を図る。

2 市民局人権担当理事は、人権啓発研修の効果的推進を図るため、必要に応じ関係区局長及びその他の職員と協議する。

3 市民局人権担当理事は、第5条第2号に規定する人権啓発研修責任者に対し必要な指導及び助言を行う。

(区局長の責務)

第4条 区局長は、区局における人権啓発研修を統轄する。

(人権啓発研修推進組織の設置)

第5条 区局長は、区局に次に掲げる人権啓発研修を推進するための組織を置く。

(1) 人権啓発研修推進委員会（以下「推進委員会」という。）

(2) 人権啓発研修責任者（以下「責任者」という。）

(3) 人権啓発研修推進者（以下「推進者」という。）

(4) 人権啓発研修指導者（以下「指導者」という。）

(推進委員会の構成及び職務)

第6条 推進委員会は、責任者及び推進者で構成し、次に掲げる人権啓発研修の企画及び推進を行う。

(1) 責任者、推進者及び指導者の資質向上を図るための研修（以下「指導者研修」という。）

(2) 原則として課及び課相当の事務所・事業所ごとに実施する研修（以下「職場研修」という。）

(3) その他必要な研修

(責任者の指名及び職務)

第7条 責任者は、区局の研修担当課を所管する部長をもって充てる。ただし、これによりがたい場合は、区局長は、他の職員で、人権啓発研修の推進に相当と認める者を責任者とすることができる。

- 2 責任者は、推進委員会を主宰し、及び指導者研修を実施する。
- 3 責任者は、前条に掲げる人権啓発研修の実施状況を市民局人権担当理事に報告する。

(推進者の指名及び職務)

第8条 推進者は、次条の指導者で、研修の推進に相当と認められる者のうちから、区局長が指名する者をもって充てる。

- 2 推進者は、責任者を補佐し、指導者研修の推進に当たる。

(指導者の指名及び職務)

第9条 指導者は、区局の研修担当課の課長及び区局長の指名する者をもって充てる。

- 2 指導者は、指導者研修に参加し、自ら資質の向上に努める。
- 3 指導者は、職場研修を実施する。

(研修担当課の課長等の職務)

第10条 区局の研修担当課の課長は、責任者と協議し、第6条第3号に定める人権啓発研修を実施する。

- 2 区局の研修担当課の課長は、責任者と協議し、人権啓発研修に必要な資料及び教材の収集及び整備を行う。
- 3 区局の研修担当課は、推進委員会の庶務を行う。

(人権啓発助言者の指名及び職務)

第11条 市民局人権担当理事は、区局の職員のうちから横浜市における人権啓発研修に関し指導及び助言を行うとともに、必要に応じ講師となる者（以下「人権啓発助言者」という。）を指名することができる。

- 2 人権啓発助言者は、市民局人権課担当課長と連携を図り、その職務を遂行する。

(市民局人権課担当課長の職務)

第12条 市民局人権課担当課長は、市民局人権担当理事の命を受け、次に掲げる職務を遂行し、人権啓発研修の推進を図る。

- (1) 責任者に対し必要な支援を行うこと
 - (2) 第6条に定める研修の実施状況をまとめ、責任者に報告すること
 - (3) 推進者に対して必要な研修を行うこと
 - (4) その他、人権啓発研修を推進するために必要な事項
- 2 市民局人権課担当課長は、総務局人材開発課長と密接な連携を図り、人権啓発研修を推進する。

附 則

この要綱は、平成2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。